

航空宇宙品質センター (JAQG) 設置運用規則

一般社団法人 日本航空宇宙工業会

航空宇宙品質センター（J A Q G）設置運用規則

第一章 総則

(設置)

第1条 一般社団法人日本航空宇宙工業会（以下「本会」という。）に航空宇宙品質センター（Japanese Aerospace Quality Group 以下「J A Q G」という。）を置く。

(目的)

第2条 J A Q Gは、International Aerospace Quality Group（以下「I A Q G」という。）の品質保証に関する制度などに対し、わが国航空宇宙産業界の要求を反映するとともに、国内において航空宇宙品質マネジメントシステム認証制度の確立、運用の監視及び品質保証制度全般の標準化の促進を図り、もってわが国航空宇宙産業界の品質の向上、業務の効率化及びコストの引き下げを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 J A Q Gは、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) I A Q Gに対するJ A Q Gの意向の提案、議決事項への投票
- (2) I A Q Gで示された検討事項のJ A Q Gでの審議、回答
- (3) I A Q G決定事項の国内での実施の促進
- (4) 世界の航空宇宙業界の品質保証に関する情報の入手
- (5) 航空宇宙認証制度における認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関、研修提供者承認機関の監視
- (6) 品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等のI A Q G-O A S I S (O A S I S :Online Aerospace Supplier Information System) データベースへの登録支援
- (7) 新規基準等の制定、発行時の関係官庁、機関との調整
- (8) A P A Q G (Asia Pacific Aerospace Quality Group) との連携
- (9) 前各号に掲げるもののほか、J A Q Gの目的達成に必要な事業

第二章 メンバー

(メンバー)

第4条 J A Q Gに入会を希望するものは、メンバーとして登録しなければならない。

- 2 前項の登録は、次の区分により行うものとする。
 - (1) 会員メンバー 本会の会員のうち、J A Q Gの目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの
 - (2) 協賛メンバー (1) 及び (3) 以外で、J A Q Gの目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの
 - (3) 関係機関メンバー J A Q Gの目的に賛同し、その事業に協力しようとする認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関、研修提供者承認機関及び研修提供者等

(登録等)

第5条 J A Q Gにメンバーとして登録しようとするものは、別に定める登録申込書をJ A Q G事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

- 2 J A Q Gの登録を抹消しようとするものは、文書（様式は任意）によりJ A Q G事務局に通知しなければならない。

(メンバーの義務)

第6条 メンバーは、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 メンバーは、J A Q Gが別に定める会費などに関する規定を守らなければならない。

第三章 J A Q Gの組織

(組織)

第7条 J A Q Gに、事業の円滑な運営を図るため、次の組織をおく。

- (1) J A Q G運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- (2) 戦略検討委員会
- (3) 幹事会及びワーキンググループ
- (4) 航空宇宙審査登録管理委員会（Japan Registration Management Committee。以下「J R M C」という。）
- (5) J A Q G事務局

第1節 運営委員会

(構成)

第8条 運営委員会は、会員メンバー、協賛メンバー及び関係機関メンバーを持って構成する。

- 2 運営委員会の長は、運営委員長とし、運営委員会において、会員メンバーのうちから選任する。
- 3 協賛メンバー及び関係機関メンバーは、運営委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(任務)

第9条 運営委員会は、本会の定款及び本規則に別に定めるものほか、J A Q Gの中長期戦略等の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項、その他本会の定款に基づき総会若しくは理事会又は会長の権能とされている事項であってJ A Q Gの運営に係る重要事項について審議し、総会若しくは理事会又は会長に対し、その結果を報告する。

- (1) J A Q Gに係る事業計画案及び収支予算案
- (2) J A Q Gに係る事業報告案及び収支決算案

(会議の開催等)

- 第10条 運営委員会は、毎事業年度終了後原則として2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に運営委員会を開催することができる。
- 2 運営委員会は、運営委員長が召集する。運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。
 - 3 運営委員会は、会員メンバーの2分の1以上の出席をもって成立する。書面又は代理人をもって表決権を行使する会員メンバーは、出席したものと見なす。
 - 4 運営委員会の議事は、出席会員メンバーの過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第2節 戰略検討委員会

(構成)

- 第11条 戰略検討委員会は、IAQG投票メンバー会社及びJAG事務局メンバーを持って構成する。必要に応じ、各ワーキンググループ主査及び幹事会メンバーを構成員に加えることができる。
- 2 戰略検討委員会の長は、構成員の互選により選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

- 第12条 戰略検討委員会は、IAQGの中長期戦略を踏まえつつ、JAGの中長期戦略を検討し、戦略方針等を運営委員会に提案する。

(会議の開催等)

- 第13条 戰略検討委員会は、運営委員会の前に開催するとともに、必要に応じて開催する。
- 2 戰略検討委員会は、本委員会の委員長が召集する。本委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第3節 幹事会及びワーキンググループ

(構成)

- 第14条 幹事会は、運営委員会において選任された会員メンバー及びJAG事務局メンバーをもって構成する。
- 2 幹事長は、幹事会構成員の互選により選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

- 第15条 幹事会は、この規則に別に定めるもののほか、次の事項を整理し、又は運営委員会の議決を経て幹事会に授権された事項について議決する。
- (1) 事業計画案、収支計画案（会費案を含む。）など運営委員会に付議すべき事項
 - (2) その他JAGの運営に関する重要事項
- 2 幹事会は、ワーキンググループを統括する。

(会議の開催等)

第16条 幹事会は、幹事長が召集する。幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

(ワーキンググループの設置)

第17条 幹事会は、特定のテーマについて検討を行うため、ワーキンググループを組織することができる。

- 2 ワーキンググループは、幹事会が委嘱する者をもって構成する。
- 3 ワーキンググループの主査は、ワーキンググループ構成員の互選により選任する。
任期は一年とし、再任を妨げない。

(任務)

第18条 ワーキンググループは、品質保証に関する標準類の検討その他の付託されたテーマについて検討を行い、幹事会に対し、その結果を提出する。

- 2 ワーキンググループは、主査が召集する。ワーキンググループの議長は、主査がこれにあたる。

第4節 J RMC

(構成)

第19条 J RMCは、次の人員によって構成する。

- (1) I A Q G メンバー会社からの人員で構成される。
 - (2) J RMCの議決にあたっての投票権は、各社1票のみ保有する。
 - (3) J RMCを構成する人員は I A Q G メンバー会社によって任命される。任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 議長は、任命された人員の中から I A Q G メンバー会社の議決に基づき任命される。任期は1年とし、再任は妨げない。

(任務)

第20条 J RMCは、I A Q Gの要求に従い、我が国における航空宇宙品質マネジメント規格認証制度の運営、監視（オーバーサイト）、改善を行う。

- 2 J RMCは J A Q G 幹事会に活動状況を報告する、

(業務の実施)

第21条 J RMCは航空宇宙品質マネジメントシステム規格認証制度の運営等に関する必要な事項を定める。

- 2 J RMCは、前条に掲げる監視（オーバーサイト）業務の一部を、認証制度の基準に基づき当該業務を適切に実施しうる力量を有すると判断し委嘱したものに実施させることが出来る。
- 3 前項の委嘱は J RMC が行う。

- 4 前条の業務においてオーバーサイト業務を行うものは、身分を証する書面を携帯し、関係者からの請求があった場合は、これを示すものとする。
- 5 前条の事務に伴い発生する経費の負担については、別に定めるものとする。

第5節 JAQG事務局

第22条 JAQG事務局は、運営委員会、戦略検討委員会、幹事会及びワーキンググループ、並びにJRM Cの庶務、メンバーの登録、会費の請求及び受領、品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等のIAQG-OASI Sデータベースへの登録支援、その他JAQGの運営上必要な事務を処理する。

第四章 資産及び会計

(特別会計の設置)

第23条 JAQGの会計は、本会の他の経理と区分して整理する。

(資産及び経費の支弁)

第24条 JAQGの資産は、会費、寄付金、審査結果等のIAQG-OASI Sデータベースへの登録料金及びその他収入をもって構成する。

2 JAQGの経費は、資産を持って支弁する。

(会計年度及び決算)

第25条 JAQGの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 JAQGの事業報告案、収支決算書案は、運営委員長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、本会の監事の監査を受けた後、当該事業年度終了後原則として2ヶ月以内に運営委員会の調査審議を得なければならない。

第五章 補則

(本会他事業との関連)

第26条 JAQGの事業は、本会の他の事業と密接な関連のもとに行われるものとする。

2 JAQG事務局における事務処理は、原則として、本会の他の事業の事務処理と同様の基準及び方法で進めるものとする。

(運営規定)

第27条 この規則に定めるもののほか、JAQGの運営に関して必要な事項は、運営委員会（運営委員会の議決を経て幹事会に授権された事項については、幹事会）が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に本会事務局に対し登録申込書を提出し同事務局の承認を得たものは、第5条第1項の規定にかかわらず、前項に規定する日に、第4条第2項の区分に従いJ A Q Gの会員メンバー又は協賛メンバーになったものとする。
- 3 第20条の規定は、本会総会の議決を経て適用する。
- 4 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成16年7月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成22年7月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成25年10月1日から施行する。
- 8 この改正は、令和元年11月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和3年6月1日から施行する。